

議案第 8 号

我孫子市公契約条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市公契約条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

条例の適用を受ける公契約の範囲をより明確にするため提案するものです。

我孫子市公契約条例の一部を改正する条例

我孫子市公契約条例（平成27年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（適用範囲）</p> <p>第5条 この条例は、次に掲げる公契約に適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 予定価格（<u>履行期間が1年を超える公契約</u>にあつては、<u>1年当たりの額</u>）が2,000万円以上の工事及び製造以外の請負契約のうち規則で定めるもの</p> <p>(3)及び(4) 略</p>	<p>（適用範囲）</p> <p>第5条 この条例は、次に掲げる公契約に適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 予定価格が2,000万円以上の工事及び製造以外の請負契約のうち規則で定めるもの</p> <p>(3)及び(4) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。